

平成24年度
エネルギー使用合理化事業者支援事業

公募要領

平成24年4月

補助金の交付申請又は受給される皆様へ

当法人の補助金については、国庫補助金等の公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、当法人としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従って、当法人の補助金に対し交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 補助金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
- 2 当法人から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 4 また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、当法人として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
- 5 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。併せて、当法人から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
- 6 なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

目次

1 事業の内容		2 事業の実施	
1.1	事業の概要	2.1	スケジュール
1.2	補助対象事業	2.2	公募～交付決定
	(1) 補助対象事業		(1) 事業の公募について
	(2) 補助対象設備		(2) 公募期間について
1.3	補助率及び補助金限度額		(3) 公募予算額について
1.4	補助対象事業者及び申請単位		(4) 公募説明会について
	(1) 単独実施		(5) 交付申請について
	(2) 共同実施		(6) 審査について
1.5	平成24年度の補助対象の事業期間		(7) 交付決定について
	(1) 事業開始日	2.3	補助事業の開始～完了
	(2) 事業完了日		(1) 補助事業の開始について
1.6	補助対象経費		(2) 補助事業の計画変更について
1.7	その他の事業		(3) 補助事業の完了について
補足①	省エネルギー効果について	2.4	実績報告～補助金の支払い
補足②	共同実施について		(1) 実績報告及び補助金額の確定について
			(2) 補助金の支払いについて
		2.5	「補助金の支払い」以降
			(1) 財産等の管理について
			(2) 省エネ量の成果報告について
			(3) 補助金の返還、取消、罰則等について
		2.6	事業実施スキーム
		補足③	中小企業の定義について
3 申請方法			
3.1	申請方法		
3.2	提出書類一覧		
3.3	書類提出と締切		
3.4	提出先		
3.5	提出書類チェックリスト		
4	申請書類の様式・入力例 (全ての申請において必要な書類)		
5	申請書類の様式・入力例 (該当する申請においてのみ必要な書類)		
6 その他			
6.1	日本標準産業分類		
7	エネルギー使用合理化事業者支援補助金交付規定(抜粋)		

1. 事業の内容

1.1 事業の概要

地球環境問題への対応の必要性が急速に高まっている状況の下、我が国は、以前より省エネルギー設備投資の推進やエネルギー管理の適正化等により、世界の中でも高い省エネルギー水準を達成しているところであるが、昨今の電力供給不足への対策等の視点から、エネルギー管理の強化や省エネルギーに資する設備の導入等による更なる省エネルギー推進が必要となってきた。

本事業はかかる状況を踏まえ、事業者が計画した省エネルギーへの取組みのうち、「技術の先端性」、「省エネルギー効果」、「費用対効果」を踏まえて政策的意義の高いものと認められる設備導入費について支援することを目的とする。

1.2 補助対象事業

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)は、既設の工場・事業場等における先端的な省エネルギー設備※の導入であって、「技術の先端性」、「省エネルギー効果」、「費用対効果」を踏まえて政策的意義が高いと認められ、交付規程及び以下の要件を満たす事業に対して国庫補助金(経済産業省からのエネルギー使用合理化事業者支援補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金)の交付を行う。

※先端的な省エネルギー設備とは、市場に普及しきっておらず、一定のリスクが残っており、一定の費用(投資)回収期間が必要なもの。

(1) 補助対象事業

工場・事業場等※における、既設設備・システムの置き換え等による省エネルギー率が1%以上、または省エネルギー量が500kl(原油換算)以上の省エネルギー事業(原則単年度)を対象とする。

- ※ ・「工場・事業場等」とは省エネ法の工場・事業場及びエネルギー管理を一体となって行っていると判断できる単位のことをいう。
- ・新設とみなされる工場・事業場等での事業でないこと。但し、現状の工場・事業場等を廃棄し、他の場所で現状と同等以下の生産能力の設備を新設する場合を除く。
- ・不特定多数の需要に応じるエネルギー供給施設等でないこと。

⇒省エネルギー計算の詳細は「補足① 省エネルギー効果について」を参照(P.10～11)

(2)補助対象設備

①導入・設置する設備自体が省エネルギーに寄与する設備であること。

※オプション等で直接省エネに関係しない機能・設備の追加や単なる運用の工夫等による省エネで、設備・システム自体の高効率化ではない事業等は、原則、対象外。

※単にエネルギーの使用量を計測する機器(積算電力量計・流量計等)は対象外。

②原則として、導入する設備や機器の能力・出力が、置き換える既設設備や機器の能力・出力を超えないこと。(過剰設備、将来用設備、兼用設備、予備設備等でないこと。)

③エネルギー消費を抑制する機能以外に新たな機能が発生する設備でないこと。

④特定メーカーまたは機種を指定しての申請でないこと。仕様指定により結果的にメーカーや機種が限定されてしまう場合を含む。

⑤現在「廃棄しているエネルギー」の再利用によって省エネルギーを実現する場合は、「廃棄しているエネルギー」が現在工場・事業場等で稼働している設備・機器からもたらされるエネルギーであること。

⑥償却資産登録される設備であること。

⑦原則として、工場・事業場等の余剰エネルギーを新たに販売または従前の販売量が増加すると見なされる事業でないこと。

※但し、現状廃棄しているエネルギーまたは物質を回収、変換すること等により得られるエネルギーまたは、エネルギー効率改善の範囲内で発生する余剰エネルギーであって、特定の供給先がありその工場・事業場等との共同申請とする場合はこの限りではない。

1.3 補助率及び補助金限度額

補助対象経費の1/3以内 1事業当たり補助金の上限は50億円/年度
(補助金100万円未満(補助対象経費300万円未満)は対象外)

※ただし、応募状況により、公募予算額を超える場合等には、採択された場合でも申請された補助金額が減額される場合があることをあらかじめ了承のこと。

1.4 補助対象事業者及び申請単位

法人格を有していること。

(1) 単独実施

エネルギーを使用し事業を行っているものであって、その使用量を削減する為の設備を設置・所有しようとする事業者を申請者とする。

申請単位は、当該事業を実施しようとするエネルギー管理を一体で行う工場・事業場等とする。

(2) 共同実施

以下のいずれかの場合には、複数の者の共同実施事業として取り扱う。

- ①申請対象の設備等を設置する工場・事業場等の所有者と当該設備等の所有者またはエネルギー使用者が異なる場合。
- ②当該設備等の設置により発生する余剰エネルギーを他事業者へ供給する場合において複数の者が共同して事業を実施する場合。

共同実施は、関係事業者全員を申請者とし、申請単位は、当該事業に関する全ての対象工場・事業場等を一括することとする。

⇒詳細は「補足② 共同実施について」を参照(P.12)

※工場・事業場等、敷地内に併設されている業務用ビルについては、原則、工場・事業場等の単位で申請すること。

※同一事業者において、多数の類似事業申請があった場合、特別にまとめて1申請とする場合がある。

1.5 平成24年度の補助対象の事業期間**(1) 事業開始日**

SIIの交付決定日を事業開始日とする。

※見積依頼等の事業に関わる行為全ては交付決定日以降に行うこと。

(2) 事業完了日

事業に関わる全ての支払いが完了する日を事業完了日とする。

※原則、平成25年1月31日までに事業に関わる全ての支払いを完了すること。

※ただし、申請時の事業完了日は厳守のこと。遅延の場合、補助対象とならない場合がある。

⇒詳細は「2. 事業の実施」を参照(P. 15～)

1.6 補助対象経費

以下の区分ごとに補助対象経費を算出する。

補助対象経費	
設計費	補助事業の実施に必要な機械装置、建築材料等の設計費、システム設計費等。
設備費	補助事業の実施に必要な機械装置、建築材料等の購入、製造(改修を含む。)又は据付等に要する経費(ただし、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く)。
工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費。
諸経費	補助事業を行うために直接必要なその他経費(工事負担金、管理費(職員旅費、会議費等))等。

※個別のシステム設計や強度計算等が発生し、対価に応じた成果物(設計図書等)が作成される場合、

これらを、設計費として計上することができる。

※工事実施に伴う工事用図面等は、設計費に含めず、工事費に含める。

※既設設備の撤去・移設費は補助対象外。

※消費税は補助対象外。

1.7 その他の事業

(1) 連携事業

①複数事業者間のエネルギー需給バランスを最適にするために、複数事業者による複数の既設の工場・事業場等におけるエネルギー等の相互融通により省エネルギーを行う先端的設備を導入する事業を連携事業とする。(単独事業者では有効に利用できないエネルギーを連携により有効に利用する事業)

※複数事業者とは、経営主体の異なる複数の事業者とする。但し、共同出資等により設立され、特定された複数の供給先を持つ営利を目的としないエネルギー供給会社は複数事業者と見なす。

※エネルギー等の相互融通を行う場合は専用の設備で行うこととする。

※余剰エネルギー等を特定の供給先へ供給するとみなされる事業は、連携事業としては扱わない。

②補助率は、補助対象経費の1/2以内、1事業当たり補助金の上限は50億円/年度とする。
(補助金100万円未満(補助対象経費200万円未満)は対象外)

※補助率1/2以内となる補助対象設備は、連携による省エネ効果が発現する設備のみとする。それ以外は補助率1/3以内とする。

③設備の設置・所有者に関わらず、当該事業に関係する連携事業者全員を申請者とする。
申請に当たり事業管理者(事業全体の管理者)を選定する。

④申請単位は、当該事業に関係する全ての工場・事業場等とし、連携事業各社の設備に対する持分を明記すること。

※連携事業においては、連携する工場・事業場等それぞれの省エネルギー効果および連携する工場・事業場等全体での省エネルギー効果を明記すること。

※一部の工場・事業場等で増エネルギーとなる設備設置であっても、その導入により連携する工場・事業場等全体で省エネルギーになっていればよい。

(2)複数年度事業**《複数年度事業にあたっての注意点》**

- ・ 本事業は、原則単年度に完了する省エネルギー事業を対象としている。
しかし、事業規模が大きく(原則として補助対象事業費が1.5億円以上の事業。1.5億円未満の事業については個別に判断する)1年での実施が困難な事業であって、年度毎の発生経費を明確に区分した事業計画が提出される場合は、複数年度事業として申請することができる。この場合、2年目以降の補助金の交付決定を保証するものではないため、毎年度補助金の申請を行い、交付決定を受けた後に事業を実施すること。
また、補助金申請年度の公募予算額を超える場合等には、補助金額が減額される(状況によっては交付決定されない)場合がある。その場合でも、原則、最終年度まで事業を継続すること。
- ・ 2年度目以降に事業を取りやめた場合(事業廃止)は、既に交付した補助金の返還が必要となることがある。

- ①毎年度交付申請を行い、事業計画書(事業全体の計画書)と実施計画書(今年度の計画書)を提出すること。
- ②事業計画書において、複数年度に跨る継続工事等や複数年度で類似の工事等がある場合は、各年度の実施内容の差異が明確に区別できるようにすること(各年度で同一項目がある場合は内訳により年度間の差異を明示する)。補助金の総額については当該事業計画書に記載された総額を超えることはできない。また、前年度の未達分を翌年度に繰り越すことはできない。
- ③実施計画書は事業計画書に対応したものであること。実施計画で計画した工事等の実績に応じた支払いをその年度に完了させること(計画から外れた実績は補助対象外となる)。
- ④各年度に、補助金額が100万円以上の申請であること。
- ⑤各年度の事業完了は原則1月31日までとする。

※各年度の事業において、契約の着手金、前渡金等を支払う場合は、各年度事業完了の時点で設計、設備、工事等の項目毎にその金額相当の成果品(設計図書、設備機器購入、工事实績)があること(材料の購入のみは不可)。

補足① 省エネルギー効果について

- ・計画省エネルギー量は必達のこと。
 ※計画省エネルギー量は、裕度(安全率)を考慮し実態に応じた計算とすること。
 例えば、最大1000klの省エネが出来る計算で、運用実態や計算誤差を考慮し、10%の安全率を加味するのであれば、900klとする。
 1000kl±10%のような記載はしないこと。
 ※確定検査時に行う省エネ効果の確認は、原則として1ヶ月程度の実績データにより算出し、未達の場合は、補助金の支払いができない場合がある。
 ※事業から1年後の省エネ実績が未達の場合は、支払い済み補助金の返還となる場合がある。
- ・計画省エネルギー率は、申請単位で消費する全エネルギーに対する割合で示すこと。
- ・計画省エネルギー量は、年間量で示すこと。(事業完了時に直ちに効果が発生しないもの、法定耐用年数期間継続して効果が発生しないものは含めないこと。)また、他の省エネルギー事業の省エネルギー効果を含めないこと。
- ・エネルギー使用量は熱量換算し、その合計を原油換算(「原油換算係数表」参照)する。
- ・省エネ効果については、補助事業対象設備および工場・事業場等全体の平成23年度(平成23年4月～平成24年3月)のエネルギー使用量の実績データにより算出すること。エネルギー管理指定工場は、平成22年度の定期報告書を使用してもよい。
- ・省エネ効果の算出に使用した置き換え対象設備の実績データの確証を申請時に添付すること。
- ・燃料代替の場合、省エネ効果に見合う代替燃料の入手量の確証として購入契約書等を添付すること。

原油換算係数表(燃料)		
(省エネ法施行規則(平成22年4月1日施行)の第4条第1項)		
発熱量10(GJ)=原油換算量0.258(kl)		
燃料名・量		発熱量(GJ)
原油	1kl	38.2
原油のうちコンデンセート	1kl	35.3
揮発油	1kl	34.6
ナフサ	1kl	33.6
ジェット燃料油	1kl	36.7
灯油	1kl	36.7
軽油	1kl	37.7
A重油	1kl	39.1
B・C重油	1kl	41.9
石油アスファルト	1トン	40.9
石油コークス	1トン	29.9
液化石油ガス(LPG)	1トン	50.8
石油系炭化水素ガス	千m ³	44.9
液化天然ガス(LNG) (窒素、水分その他の不純物を分離して液化したものをいう。)	1トン	54.6
その他可燃性天然ガス	千m ³	43.5
原料炭	1トン	29.0
一般炭	1トン	25.7
無煙炭	1トン	26.9
石炭コークス	1トン	29.4
コールタール	1トン	37.3
コークス炉ガス	千m ³	21.1
高炉ガス	千m ³	3.41
転炉ガス	千m ³	8.41

都市ガスの熱量については都市ガス会社に確認すること。

原油換算係数表(熱)		
(省エネ法施行規則(平成22年4月1日施行)の第4条第2項) 発熱量10(GJ) = 原油換算量0.258(kl)		
熱の種類・量		発熱量(GJ)
産業用蒸気	1GJ	1.02
産業用以外の蒸気	1GJ	1.36
温水	1GJ	1.36
冷水	1GJ	1.36

原油換算係数表(電気)		
(省エネ法施行規則(平成22年4月1日施行改正)の第4条第3項) 発熱量10(GJ) = 原油換算量0.258(kl)		
電気の量		発熱量(GJ)
一般電気事業者から昼間買電	1千kWh	9.97
一般電気事業者から夜間買電	1千kWh	9.28
上記以外の買電	1千kWh	9.76

※エネルギー使用量は熱量換算し、その合計を原油換算する。

※省エネルギー率、省エネルギー量、エネルギー原単位については、実施計画書別紙4の計算式に基づいて算出すること。

補足② 共同実施について**(1)ESCOを利用する場合**

- ・ESCO事業を利用する場合は、設置事業者との共同申請とし、ESCO事業者は1申請について1社とする。
- ・シェアード・セイビング契約に限る。
- ・省エネルギー量についてパフォーマンス契約を行う事業とし、補助金相当額が減額されたESCO料金が設定され、法定耐用年数の期間はESCO事業の継続を前提とする契約であること。

(2)リースを利用する場合

- ・リースを利用する場合は、設置事業者とリース会社等との共同申請とし、原則、リース会社は1申請について1社とする。(リース会社が同一設備・機器を複数の設置事業者にリース契約を行う場合において、補助対象経費の8割以上の設備が中小企業に設置される場合には、まとめて1申請とすることも可能。)
- ・リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示)を提示すること。また、契約期間が、導入設備の処分制限期間(法定耐用年数。複数の場合は最長のもの)継続することを前提とした契約であること。
- ・同一事業において、自己購入とリースの併用がないこと。割賦契約は不可。

(3)その他、共同申請の場合

- ・補助事業者が建築物の所有者の場合は、所有者全員および店子等(但し総エネルギー使用量1%未満までの部分の者は除くことができる。)のエネルギー使用者との共同申請とする。
- ・補助事業者が店子の場合(自社所有でない建物等に設備を設置する場合は、建築物の所有者の承諾書を提出するものとする。※「設備設置承諾書」参照(P.51～52))
- ・補助事業者がエネルギー管理単位に他のエネルギー使用者を含み、建築物を所有しない場合は、エネルギー使用者(但し総エネルギー使用量1%未満までの部分の者は除くことができる。)との共同申請とし、建築物の所有者の承諾書を提出するものとする。

2. 事業の実施

2.2 公募～交付決定**(1) 事業の公募について**

SIIは、申請者に対し一般公募を行う。

SIIホームページ(<http://sii.or.jp/>)に公募関連記事を逐次掲載する。

(2) 公募期間について

平成24年4月20日(金)～平成24年5月21日(月)

(平成24年5月21日(月)の消印、配送業者受付印等有効)

(3) 公募予算額について

約160億円

(4) 公募説明会について

SIIは、公募開始後に、公募に関する説明会を開催する。開催場所等の詳細については、SIIホームページに掲載する。

(5) 交付申請について

- ・申請者はSIIホームページにてアカウント登録した後、補助事業ポータル(Web)にて必要事項の入力を行うとともに、後掲の様式に従って作成した申請書類をSIIに郵送する。
- ・申請者は、「2. 3補助事業の開始～完了」以降記載の交付決定後の取り扱いを考慮し、事業実施の確実性、予算の有効利用の観点から、全体計画をよく吟味し申請すること。
- ・採択後、申請者の都合で辞退の場合は、次年度応募の評価の際に減点を行うことがある。

(6) 審査について**① ヒアリング**

SIIは申請書受理後、必要に応じて申請事業内容等についてのヒアリングを実施する。

② 事業計画の評価項目

1) 政策的意義: 下記の重点支援事業に該当するか否かを審査する。

- ・中小企業の省エネルギー事業
 - ・申請者が数値目標を明確にした環境自主行動計画を公表しており、当該行動計画の実効性を高めるための省エネルギー事業
 - ・省エネ法に規定する中長期計画の実効性を高めるための省エネルギー事業等
- ※ISO 50001の認証を取得している事業者であって、ISO 50001に基づく行動計画の実効性を高めるための省エネルギー事業と認められる場合も含む。
- ・売上額に対するエネルギーコストの割合が10%以上のエネルギー集約型企业
 - ・工場・事業場等の電力使用量を10%以上削減する節電に資する事業

2) 省エネルギー効果: 申請単位に対する補助事業による省エネルギー量、省エネルギー率

3) 費用対効果: 補助対象経費 1億円当たりの耐用年数を考慮した原油削減量

4) 技術の先端性

⇒詳細は「補足③ 中小企業の定義」を参照(P.20)

(7) 交付決定について

① 交付決定方法

交付決定に当たっては、SII内に設置した学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会における補助事業の審査結果を踏まえ、さらに以下の事項に留意して採択者を決定する。

- ・補助事業の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること。
- ・補助事業の全体計画(資金調達計画、工事計画等)が適切であり、事業の確実性、継続性が十分である(直近3期の財務状況を勘案)と見込まれること。
- ・補助事業に要する経費(設計費、設備費、工事費、諸経費)は、当該補助事業と同程度の規模、性能を有する類似の事業の標準価格、工事業者等の参考見積等を参考として算定されているものであること。
- ・補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金及び同項第2号の掲げる資金を含む。)の対象経費は含まないこと。
(ただし、船舶にあつては独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の所有分に係る経費については補助対象経費とすることができる。)

※選定に当たり、申請が多数の場合は、公募総額の範囲でなるべく多くの事業者、事業分野を採択する観点から、事業者、類似案件の絞込みを行うことがある。

② 結果の通知

- ・交付決定の結果については、交付規程に従って申請者に通知する。
- ・採択事業者への事務取扱説明会(採択以降の事業実施方法の説明会)を開催する。開催日時等は採択事業者に別途連絡する。

③ ホームページの掲載について

- ・交付決定後、採択分については事業者名、事業概要等をSIIのホームページに掲載する。
- ・当該補助事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しない。

2.3 補助事業の開始～完了**(1) 補助事業の開始について**

補助事業者は、事業の実施にあたって、交付決定後に見積依頼・競争入札等を開始し、当該設備に係る設計、設備及び工事等の発注先を決定すること。その際、競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、3社以上の競争により決定すること。

(2) 補助事業の計画変更について

補助事業者は、事業の実施中に事業内容の変更の可能性が生じた場合は、予めSIIに報告し、その指示に従うものとする。

(3) 補助事業の完了について

- ① 補助事業者が、設計、設備及び工事の請負業者等に対して補助事業に係る全ての支払い(複数年事業に関しては当該年度の支払い)が完了した時点を以って、補助事業の完了とすること。
- ② 支払い条件は、検収翌月までに現金払い(金融機関による振込)とすること(割賦・手形などは不可)。
- ③ 事業完了の期限: 事業の完了は原則として平成25年1月31日迄とする。

2.4 実績報告～補助金の支払い**(1) 実績報告及び補助金額の確定について**

- ① 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は平成25年3月4日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書をSIIに提出する。
- ② SIIは、補助事業実績報告書を受領した後、書類の審査及び現地調査を行い、補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に速やかに通知する。
- ③ 申請通りの省エネルギー効果が得られないと見込まれる場合あるいは申請通りの設備が設置されていない場合は、補助金の支払いが行われないことがある。
※確定検査時に行う省エネ効果の確認は、原則として1ヶ月程度の実績データにより算出し、未達の場合は、補助金の支払いができない場合がある。
- ④ 原則として、補助金額の確定に当たっては、関連会社からの調達分の売上高営業利益率相当分、商社の手数料等について控除を行う。

(2) 補助金の支払いについて

- ① 補助事業者は、補助金の額の確定後、精算払請求書をSIIに提出する。
- ② SIIは、精算払請求書の受領後、補助事業者に補助金を交付する。

2.5 「補助金の支払い」以降

(1) 財産等の管理について

①補助事業の完了後においても補助事業者は、補助事業により取得した財産（以下、「取得財産等」という）について法定耐用年数の間、実施計画書に基づく省エネルギー事業を継続することを前提に、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

②取得財産等を法定耐用年数期間内に処分しようとするときは、予めSIIの承認を受けなければならない。

(2) 省エネ量の成果報告について

補助事業者は事業終了後1年間のデータを取得し、データ取得完了後90日以内に補助事業の内容及び成果をSIIに報告する。なお、事業から1年後の省エネ実績が計画値に対して未達の場合は、支払い済み補助金の返還となる場合がある。

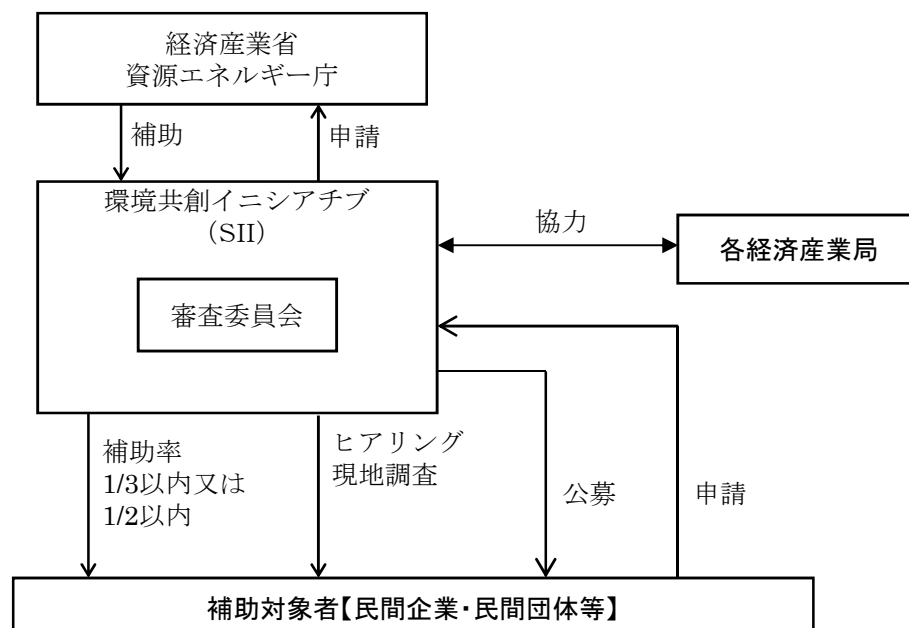
また、SIIが必要と認めたものについてはその内容を公表する場合がある。

(3) 補助金の返還、取消、罰則等について

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることになる。

- ・交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付。
- ・適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ・相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わない。
- ・補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

2.6 事業実施スキーム



補足③ 中小企業の定義について

中小企業基本法第2条に準じて、以下の通り中小企業者を定義する。

業種	資本金	従業員数
①製造業、その他	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③小売業	5千万円以下	50人以下
④サービス業	5千万円以下	100人以下

※資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とする。

※ただし、以下のいずれかに該当する「みなし大企業」は除く。

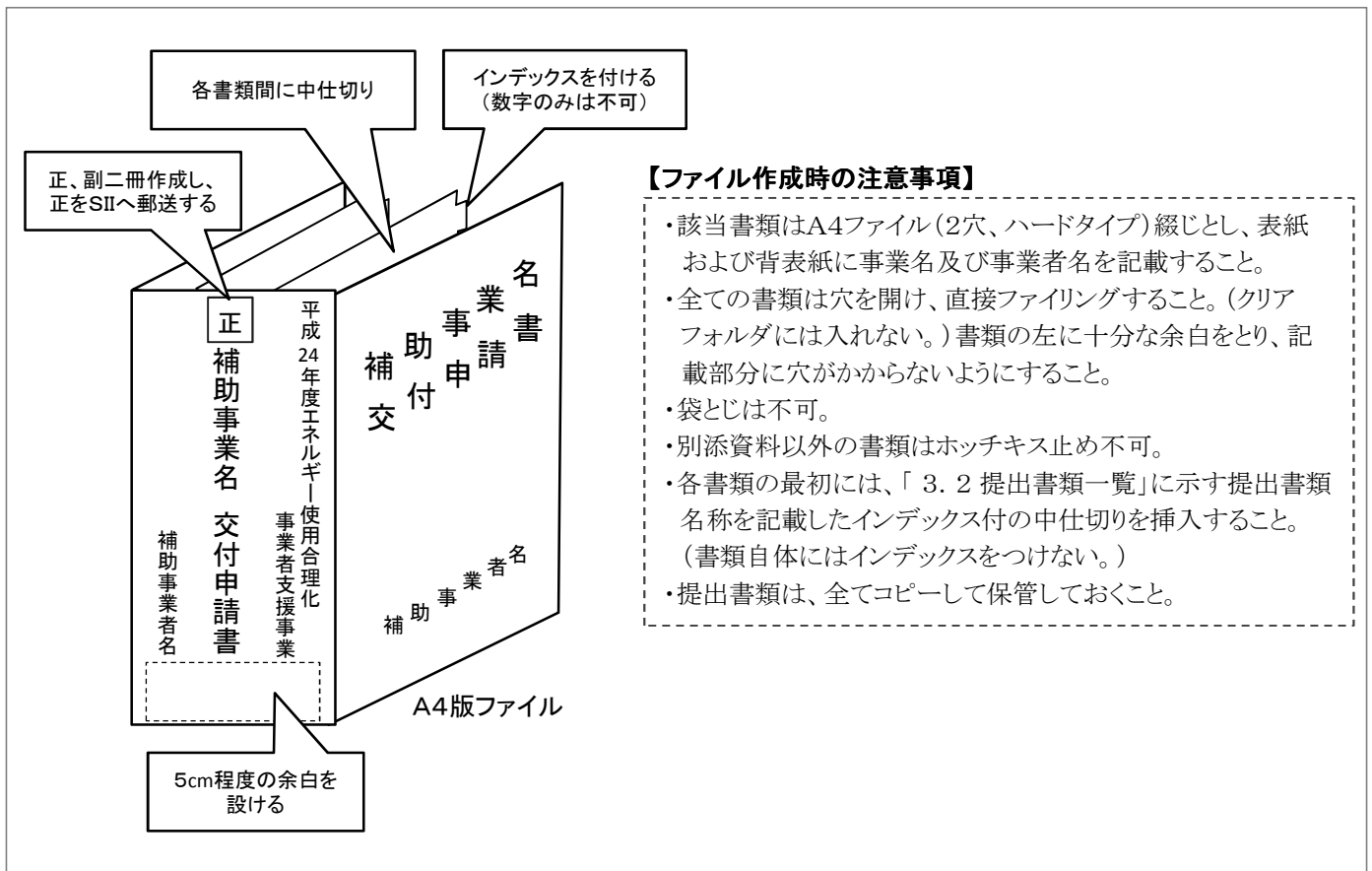
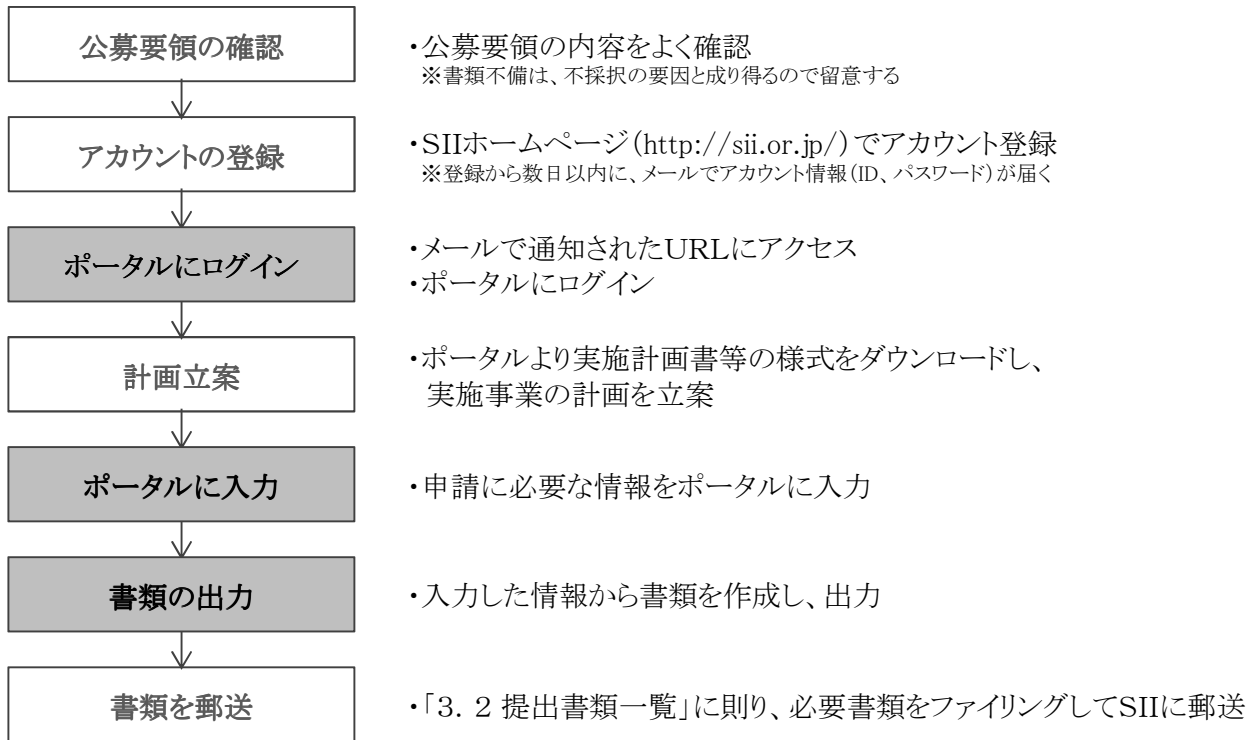
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者。
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者。
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者。

大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって事業を営む者をいう。

但し、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社または投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合に該当する者は大企業として扱わない。

3. 申請方法

3.1 申請方法



3.2 提出書類一覧

全 : 全事業に対して提出必要。また全事業者の資料が必要。 該当 : 該当する事業に対して提出必要。または該当する事業者の提出が必要。
 共通 : 一事業に対して一部提出。事業者毎の提出は不要。 設置 : 設備設置場所を所有する事業者の資料提出が必要。

No.	提出書類名称	提出書類の区分		部数	書類形式				ポータル アップロード	備考	
		事業単位	事業者 単位		様式 あり	ポータル より出力	定型 書式	自由 書式			
1	提出書類チェックリスト	全	共通	1	○						
2	交付申請書(本文)	全	共通	1	○	○				様式提供は1枚目のみ、2枚目はポータルより出力	
	交付申請書(別紙)	申-別紙1	経費区分毎の配分額	全	共通	1	○				
	申-別紙2	四半期別発生予定額	全	共通	1	○					
3	実施計画書(本文)	全	共通	1	○						
	実施計画書(別紙)	実-別紙1	申請内容まとめ	全	共通	1		○			
	実-別図1	導入前後の比較図	全	共通	1	○			※	複数年度事業は、事業計画書「事-別図1」と同じ内容で良い ※要アップロード	
	実-別図2	事業場の全体図	全	共通	1			○			
	実-別図3-1	新設備の配置図	全	共通	1			○			
	実-別図3-2	システム図	全	共通	1			○			
	実-別図3-3	旧設備の撤去範囲と新設備の位置関係図	全	共通	1			○			
	実-別紙2	所要資金計画	全	共通	1	○					
	実-別紙3	資金調達計画	全	共通	1	○					
	実-別紙4	省エネルギー計算	全	共通	1	○				複数年度事業は、事業計画書「事-別紙4」と同じ内容で良い	
	実-別紙5	発注区分表	全	共通	1	○					
実-別紙6	仕様書案	全	共通	1	○						
実-別紙7	既存設備と導入設備の比較表	全	共通	1			○				
4	事業計画書(本文)	該当	共通	1	○					複数年度事業のみ	
	事業計画書(別紙)	事-別紙1	申請内容まとめ	該当	共通	1	○		※	複数年度事業のみ ※要アップロード	
	事-別図1	導入前後の比較図	該当	共通	1	○				複数年度事業のみ	
	事-別図2	事業場の全体図	該当	共通	1			○		複数年度事業のみ	
	事-別図3-1	新設備の配置図	該当	共通	1			○		複数年度事業のみ	
	事-別図3-2	システム図	該当	共通	1			○		複数年度事業のみ	
	事-別図3-3	旧設備の撤去範囲と新設備の位置関係図	該当	共通	1			○		複数年度事業のみ	
	事-別紙2-1	所要資金計画	該当	共通	1	○				複数年度事業のみ	
	事-別紙2-2	費用の年度別配分内訳	該当	共通	1	○				複数年度事業のみ	
	事-別紙2-3	配分額の年度別配分内訳	該当	共通	1	○				複数年度事業のみ	
	事-別紙3	複数年度事業の資金調達計画	該当	共通	1	○				複数年度事業のみ	
	事-別紙4	省エネルギー計算	該当	共通	1	○				複数年度事業のみ	
	事-別紙5	複数年度事業の発注区分表	該当	共通	1	○				複数年度事業のみ	
	事-別紙6	仕様書案	該当	共通	1	○				複数年度事業のみ	
事-別紙7	既存設備と導入設備の比較表	該当	共通	1			○		複数年度事業のみ		

■添付資料

添付1	エネルギー使用実績の確証	全	設置	1		○	○			電気・ガス等の領収書等の1年分の写し エネルギー管理指定工場の場合は、定期報告書の写し等(使用状況届出書)
添付2	生産量実績の確証	全	設置	1		○	○			社内で使用している管理資料等の写し エネルギー管理指定工場の場合は、定期報告書の写し等(使用状況届出書)
添付3	燃料評価単価算出根拠	全	設置	1			○			平成23年度(もしくは平成22年度)ベースで算出
添付4	会社概要、事業実績	全	全	1			○			株主総会の営業報告、決算報告書(直近3期分)等 (連結決算対象の会社を含む)。 補助事業ポータルに入力した値に該当するページに付箋を貼り、該当する値にマーキングすること。
添付5	商業登記簿謄本	全	全	1			○			コピー不可(地方公共団体は不要) 発行から3か月以内のもの
添付6	会社、事業所のパンフレット	全	全	1			○			
添付7	事業者が策定した環境自主行動計画の写し	該当	設置	1			○			
添付8-1	中期計画の写し	該当	設置	1			○			特定事業者の場合
添付8-2	ISO 50001の認定書及びエネルギーマネジメント行動計画の写し	該当	設置	1			○			
添付9	中小企業であることが確認できる資料	該当	設置	1			○			資本金・従業員数等が確認できるもの
添付10	建物の登記簿謄本	該当	該当	1			○			業務用ビルの場合に必要(コピー不可) 発行から3か月以内のもの
添付11	設備設置承諾書	該当	該当	1	○					店子の場合、建物の登記簿謄本を含む
添付12	ESCO契約書(案)	該当	該当	1			○			ESCO事業の場合
添付13	ESCO料金計算書	該当	該当	1			○			ESCO事業の場合
添付14	対象設備に関するリース契約書(案)	該当	該当	1			○			リースの場合
添付15	対象設備に関するリース料計算書	該当	該当	1			○			リースの場合
添付16	代替燃料確保の確証	該当	該当	1			○			代替燃料を使用する場合
添付17	エネルギー集約型企業の計算書	該当	設置	1			○			申告する場合、(企業単位で計算すること) ・売上高に対するエネルギーコスト割合の計算書 ・エネルギーコストを指定仮単価で見積もる場合は単価表を追加

3.3 書類提出と締切

補助事業ポータルでの事業の入力が完了し申請書類を印刷した後、ファイリングした申請書類一式(P.24参照)を以下の締切までに郵送する。持ち込みは受け付けない。

《提出締切》 平成24年5月21日(月)

(平成24年5月21日(月)の消印、配送業者受付印等有効)

※補助事業ポータルでの必要事項の入力完了だけでは申請と認めない。必ず提出書類一式を郵送すること。

※配送事故に備え、配送状況が確認できる郵送手段をとること。持込みによる提出は認めない。

※郵送宛先には略称「SII」は使用しないこと。

3.4 提出先

〒104-0061

東京都中央区銀座8-18-11 銀座エスシービル8階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

審査第一グループ TEL:03-5565-4463

※郵送時は、必ず「エネルギー使用合理化事業者支援事業 交付申請書在中」を記入のこと。

3.5 申請書類チェックリスト

下記のチェックリストを印刷(ポータル上にPDFデータあり)し、チェックを入れて提出書類にファイリングすること。

申請書類チェックリスト								
【申請内容】 該当する項目にチェックを入れること。								
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 2年度 <input type="checkbox"/> 3年度 <input type="checkbox"/> 4年度		申請単位	<input type="checkbox"/> 単独実施 <input type="checkbox"/> 共同実施				
実施体制	<input type="checkbox"/> リース <input type="checkbox"/> ESCO		事業内容	<input type="checkbox"/> 中小企業				
【書類の体裁】 確認事項を確認し、全てにチェックを入れること。								
確認事項						確認欄		
A4ファイル縦じし、表紙および背表紙に事業名及び事業者名が記載されている。								
全ての書類は穴を開け、直接ファイリングされている。(クリアフォルダには入れない。袋とは不可。止むを得ない場合の折り曲げは可。)								
書類の左に十分な余白をとり、記載部分に穴が効かっている。								
「添付」書類以外の書類はホッチキス止めされていない。(原則、ホッチキス止めはしない)								
各書類の最初には提出書類名称を記載したインデックス付の中仕切りが挿入されている。(書類自体にインデックスが付いていないこと)								
提出書類一式が正副の2部作成され、副は手元で保管されている。(副は正のコピーとし、申請書などの原紙を2部作らないこと)								
【提出書類チェック】 申請時に提出した書類にチェックを入れること。								
No.	提出書類名称		提出書類の区分		部数	ポータルアップロード	備考	確認欄
			事業単位	事業者単位				
1	提出書類チェックリスト		全	共通	1			
2	交付申請書(本文)		全	共通	1		様式提供は1枚目のみ、2枚目はポータルより出力	
	交付申請書(別紙)	申-別紙1 経費区分毎の配分額 申-別紙2 四半期別発生予定額	全	共通	1			
3	実施計画書(本文)		全	共通	1			
	実施計画書(別紙)	実-別紙1 申請内容まとめ	全	共通	1			
		実-別図1 導入前後の比較図	全	共通	1	※	複数年度事業は、事業計画書「事-別図1」と同じ内容で良い ※要アップロード	
		実-別図2 事業場の全体図	全	共通	1			
		実-別図3-1 新設備の配置図	全	共通	1			
		実-別図3-2 システム図	全	共通	1			
		実-別図3-3 旧設備の撤去範囲と新設備の位置関係図	全	共通	1			
		実-別紙2 所要資金計画	全	共通	1			
		実-別紙3 資金調達計画	全	共通	1			
		実-別紙4 省エネルギー計算	全	共通	1		複数年度事業は、事業計画書「事-別紙4」と同じ内容で良い	
実-別紙5 発注区分表	全	共通	1					
実-別紙6 仕様書案	全	共通	1					
実-別紙7 既存設備と導入設備の比較表	全	共通	1					
4	事業計画書(本文)		該当	共通	1		複数年度事業のみ	
	事業計画書(別紙)	事-別紙1 申請内容まとめ	該当	共通	1	※	複数年度事業のみ ※要アップロード	
		事-別図1 導入前後の比較図	該当	共通	1		複数年度事業のみ	
		事-別図2 事業場の全体図	該当	共通	1		複数年度事業のみ	
		事-別図3-1 新設備の配置図	該当	共通	1		複数年度事業のみ	
		事-別図3-2 システム図	該当	共通	1		複数年度事業のみ	
		事-別図3-3 旧設備の撤去範囲と新設備の位置関係図	該当	共通	1		複数年度事業のみ	
		事-別紙2-1 所要資金計画	該当	共通	1		複数年度事業のみ	
		事-別紙2-2 費用の年度別配分内訳	該当	共通	1		複数年度事業のみ	
		事-別紙2-3 配分額の年度別配分内訳	該当	共通	1		複数年度事業のみ	
		事-別紙3 複数年度事業の資金調達計画	該当	共通	1		複数年度事業のみ	
		事-別紙4 省エネルギー計算	該当	共通	1		複数年度事業のみ	
		事-別紙5 複数年度事業の発注区分表	該当	共通	1		複数年度事業のみ	
		事-別紙6 仕様書案	該当	共通	1		複数年度事業のみ	
		事-別紙7 既存設備と導入設備の比較表	該当	共通	1		複数年度事業のみ	
		■添付資料						
		添付1	エネルギー使用実績の確認	全	設置	1		電気・ガス等の領収書等の1年分の写し エネルギー管理指定工場の場合は、定期報告書の写し等(使用状況届出書)
添付2	生産実績の確認	全	設置	1		社内で使用している管理資料等の写し エネルギー管理指定工場の場合は、定期報告書の写し等(使用状況届出書)		
添付3	燃料評価単価算出根拠	全	設置	1		平成23年度(もしくは平成22年度)ベースで算出		
添付4	会社概要、事業実績	全	全	1		株主総会の営業報告、決算報告書(直近3期分)等(連結決算対象の会社を含む)。 補助事業ポータルに入力した値に該当するページに付箋を貼り、該当する値にマーキングすること。		
添付5	商業登記簿謄本	全	全	1		コピー不可(地方公共団体は不要) 発行から3か月以内のもの		
添付6	会社、事業所のパンフレット	全	全	1				
添付7	事業者が策定した環境自主行動計画の写し	該当	設置	1				
添付8-1	中長期計画の写し	該当	設置	1		特定事業者の場合		
添付8-2	ISO 50001の認定書及びエネルギーマネジメント行動計画の写し	該当	設置	1				
添付9	中小企業であることが確認できる資料	該当	設置	1		資本金・従業員数等が確認できるもの		
添付10	建物の登記簿謄本	該当	該当	1		業務用ビルの場合に必要(コピー不可) 発行から3か月以内のもの		
添付11	設備設置承諾書	該当	該当	1		店子の場合、建物の登記簿謄本を含む		
添付12	ESCO契約書(案)	該当	該当	1		ESCO事業の場合		
添付13	ESCO料金計算書	該当	該当	1		ESCO事業の場合		
添付14	対象設備に関するリース契約書(案)	該当	該当	1		リースの場合		
添付15	対象設備に関するリース料計算書	該当	該当	1		リースの場合		
添付16	代替燃料確保の確認	該当	該当	1		代替燃料を使用する場合		
添付17	エネルギー集約型企業の計算書	該当	設置	1		申告する場合。(企業単位で計算すること) ・売上高に対するエネルギーコスト割合の計算書 ・エネルギーコストを指定仮単価で見積もる場合は単価表を追加		

4. 申請書類の様式・入力例

(全ての申請において必要な書類)

4.1 交付申請書一本文

交付申請書記載例

- ・提出する交付申請書は片面印刷とすること。
- ・注意書きの赤字と枠は消すこと。
- ・青字は事業に合わせて記載すること。

1つの事業者が2件以上の申請を行う場合、事業者内で識別可能な文書番号を記入すること。1件の場合は無くても良い。

06-003

平成24年5月〇日

- ・申請日を必ず記入すること。
- ・申請日は公募期間の日付であること。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

共同申請の場合、補助金の支払いを受ける事業者を最上段に記載すること。

商業登記簿謄本に記載されている
とおりに記入すること。

東京都中央区〇〇二丁目3番5号

〇〇工業株式会社

代表取締役社長 環境 太郎

肩書は正しく記入のこと。

例) 代表取締役社長
代表取締役
代表執行役 など

印

登録されている印
であること。

平成24年度エネルギー使用合理化事業者支援補助金交付申請書

エネルギー使用合理化事業者支援補助金交付規程第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からのエネルギー使用合理化事業者支援補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金の交付を申請します。

4.2 交付申請書一別紙1

経費区分毎の配分額

申一別紙1

補助事業に要する経費、補助対象経費および補助金の配分額

(単位 円)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費の額	補助率	補助金の交付申請額
I. 設計費	35,000,000	35,000,000	1/3	11,666,666
II. 設備費	240,000,000	180,000,000	1/3	60,000,000
III. 工事費	180,000,000	150,000,000	1/3	50,000,000
IV. 諸経費	0	0	1/3	0
消費税	22,750,000	0		0
合計	477,750,000	365,000,000		121,666,666

・ 合計額が 第4項 補助金交付申請額 (1)~(3)に一致しているか

- ・ $(\text{補助金の申請額}) = (\text{補助対象経費の額}) \div 3$
(連携事業の場合は $\div 2$ にする)
- ・ 補助対象経費の額の合計の1/3ではない。
- ・ 補助金の交付申請額は1円未満切捨て。

4.3 交付申請書一別紙2

四半期別発生予定額

申-別紙2

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

(単位 円)

補助事業に 要する経費 の区分	補助事業に要する経費				
	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	計
I. 設計費	0	0	0	35,000,000	35,000,000
II. 設備費	0	0	0	240,000,000	240,000,000
III. 工事費	0	0	0	180,000,000	180,000,000
IV. 諸経費	0	0	0	0	0
消費税	0	0	0	22,750,000	22,750,000
合計	0	0	0	477,750,000	477,750,000

四半期毎に発生する経費予定額を記載。

第1四半期： 4月～6月、第2四半期： 7月～9月

第3四半期： 10月～12月、第4四半期： 翌年1月～翌年3月

計が（申-別紙1）の補助事業に要する経費に
一致しているか

4.4 実施計画書ー本文 (2)

3-2 業種及び規模等

(1) 法人の情報

業種および中分類	プラスチック製品製造業 18
資本金	〇.〇億円
従業員数	〇〇〇人
中小企業／大企業区分	中小企業

・共同申請の場合、業種、資本金、従業員数は設置事業者のものを記入。
・業種は日本標準産業分類表を参考に記入する。

(2) 工場・事業場の情報

実施場所の事業の業種および中分類	プラスチック製品製造業 18
エネルギー指定管理指定工場の別	第1種エネルギー管理指定工場
年間生産量又は延床面積	3,000.0 ton (H23年4月～H24年3月の実績)
年間エネルギー使用量	91,304.6 k l (原油換算) (H23年4月～H24年3月の実績)

1種、2種及び指定無し
のいずれかを記入。

業務用ビルの場合は、延床面積等を記入する。

エネルギー管理指定工場は直近の定期報告書の実績値。それ以外はH23年度の実績値を記入する。

4.4 実施計画書—本文 (7)

5. 詳細工程

5-1 補助事業の完了予定日

平成25年1月31日

・原則、設定した完了予定日までに支払いを完了させること。
 ・交付申請書の「7.完了予定日」と一致させること。

5-2 スケジュール表

年 月 項目	24年										25年				
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	
○○○○					—————										
○○○○									—————						
○○○○										—————					

7月末以降に交付決定があるものとして記入

▼検収
▼支払

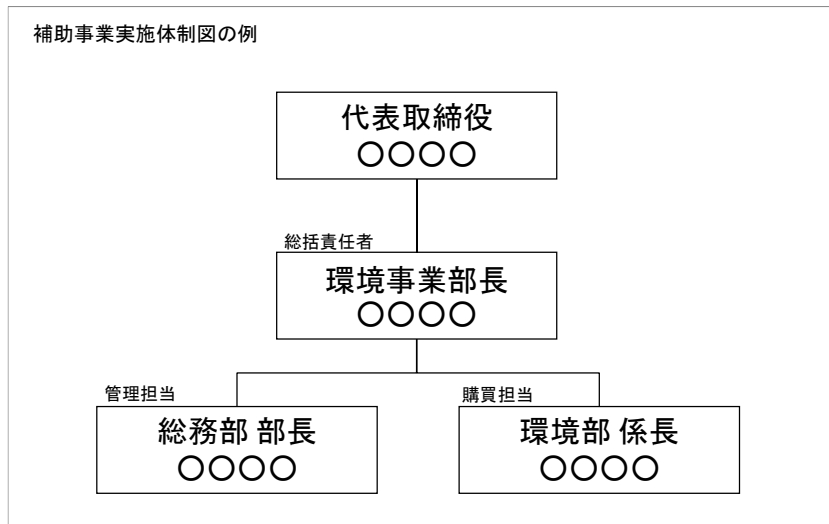
2月以降は事業期間ではないので記入しない。

5-3 所要資金計画 実-別紙2

5-4 資金調達計画 実-別紙3

5-5 補助事業実施体制

※組織図等で事業者内の本事業の実施体制を示すこと。特に共同申請の場合、各社の役割分担を明確にすること。



- ① ESCOの場合 (ESCOの場合は下記数値を必ず記載すること)
 - ・ESCO契約で保証する省エネルギー量 3,251.5k1
 - ・申請省エネルギー効果に対する上記保証量の割合 100%
 - ・ESCO契約期間 (最長の法定耐用年数) 15年 (15年)
- ② リースの場合 (リースの場合は下記数値を必ず記載すること)
 - ・リース契約期間 (最長の法定耐用年数) 15年 (15年)

4.4 実施計画書—本文 (9)

7. 事業実施に関連する事項

7-1 他の補助金との関係

※当該事業と直接あるいは間接に関係する他の補助金等を受けている、又は受ける予定（申請中も含む）がある場合は、その補助金の内容を記載のこと。
※記載する補助金の内容については、国や民間・団体などに関わらず、具体的に交付元・工事内容・金額などを記載すること。（申請中でも必ず記載すること）

7-2 過去の本補助金との関係

過去に本補助金（エネルギー使用合理化事業者支援事業）の交付決定を受けている者は、当事業との関係を記述すること。

7-3 許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項

- (1) 本事業：事業実施にあたって許認可（届出）、権利使用（又は取得）の必要なものについて、その取得状況及び見通しを記載のこと。
- (2) 申請者：申請者が国、自治体から既に受けている許認可について全て記載のこと。

7-4 その他実施上問題となる事項

※実施上問題となる事項があれば、その内容と解決の見通しを記載のこと。

8. 特命発注に関する事項

（有りの場合は特命理由書添付のこと、S I I が承認した場合のみ補助対象内とすることができる。）

特命発注無し

※ 一般社団法人環境共創イニシアチブのエネルギー使用合理化事業者支援補助金は、経済産業省が定めたエネルギー使用合理化事業者支援補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を省エネルギー効果が高いと見込まれ、費用対効果が優れていると認められる設備・技術を導入しようとする方に交付するものです。

4.6 実施計画書一別図1

導入前後の比較図

実一別図1

必ずこの図を「実一別図1」とすること。

導入前後の比較図

導入前

事業前後の設備の違いを模式図等（設計図等ではなく）により、図解する。

A4縦使いで1枚にまとめること。

モノクロ出力で判別可能な色づかいにすること。（点線・実線を用いるなど）

撤去対象設備を点線等で囲んで記載すること。

注意：これとは別に設備、補助対象範囲を明確にするために、別図2～3等に詳細を記載のこと。設備能力、数量、配管・配線の取合位置等を明確にすること。

詳細説明用の図で補助対象範囲が明確でないものは補助対象内として計画していても確定検査の際に補助対象外となる可能性があるため、注意すること。

導入後

点線等で囲んで補助対象範囲を明記すること。

先端性について簡潔に説明を記述すること。

複数年度事業用の「事一別図1」は、実施計画書の「実一別図1」と同じで良い。

※必ず1枚にまとめること。

4.7 実施計画書一別紙2 所要資金計画

実一別紙2

所要資金計画

- ・各項目は4-1-2の図面と関連付けて記述のこと。
- ・「(補助対象)」には、省エネルギー効果を得るために必要な費用を記載のこと。
- ・補助対象外と言えども漏れなく記載のこと。記載漏れがあった場合は補助金の減額になることもあるので、注意のこと。

費目	金額 (円)	積算内容 (円)
I. 設計費	(補助対象)	
	35,000,000	1. ○○○○○○○○○○ 30,000,000 2. ○○○○○○○○○○ 5,000,000
	(補助対象外)	
	0	0
小計	35,000,000	
II. 設備費	(補助対象)	
	180,000,000	1. ○○○○○○○○○○ 120,000,000 2. ○○○○○○○○○○ 40,000,000 3. ○○○○○○○○○○ 20,000,000
	(補助対象外)	
	60,000,000	1. ○○○○○○○○○○ 60,000,000
小計	240,000,000	
III. 工事費	(補助対象)	
	150,000,000	1. ○○○○○○○○○○ 120,000,000 2. ○○○○○○○○○○ 30,000,000
	(補助対象外)	
	30,000,000	1. ○○○○○○○○○○ 30,000,000
小計	180,000,000	
IV. 諸経費	(補助対象)	参考見積等から記入する。
	0	0
	(補助対象外)	
	0	0
小計	0	
補助対象計	365,000,000	① 補助対象内外の主な導入設備の概略仕様、数量の詳細を添付のこと。
補助対象外計	90,000,000	② ①の金額に関しては第三者に対して行った参考見積などの根拠を添付のこと。
消費税	22,750,000	③ ②の根拠と別紙2との間に差がある場合は差を説明する表を添付のこと。
合計	477,750,000	

受注業者において発生する工事に直接関係する諸経費は該当しない。I～IIIの該当する費目に含めること。

※ 上記費用は当該補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの標準価格等を参考として算定し、その算定根拠を添付すること。

4.8 実施計画書一別紙3

資金調達計画

実一別紙3

資金調達計画

(単位：円)

調達先	調達金額	備考
補助金	121,666,666	
自己資金	100,000,000	
借入金	256,083,334	〇〇〇銀行
合計	477,750,000	

借入を予定している金融機関
を記入のこと。

消費税を含む補助事業に要する経費全額について記入すること。
共同申請の場合、事業費の支払いを行う事業者について、資金調達計画を記入すること。
※合計金額は、「交付申請書」の補助事業に要する経費と同額となる様に記入すること。

4.9

実施計画書一別紙4

省エネルギー計算

実一別紙4 省エネルギー計算

※グレー部分のみ入力可能。
※他の書類(実施計画書の省エネ計算等)と数値を合わせて記入すること。

生産量or延床面積など、実施計画書本文(3-2)と一致させること。 なお、製造業、鉱業、電気/ガス/熱供給業以外の業種は、生産量を延床面積と読み替え可。	単位	換算係数(GJ/単位)	平成23年度(実績)			平成25年度(導入後)				
			使用量 A	販売した副生エネルギーの量 B	差引後の熱量 (A-B)×換算係数	使用量 C	販売する副生エネルギーの量 D	差引後の熱量 (C-D)×換算係数		
			数値	数値	熱量(GJ)	数値	数値	熱量(GJ)		
生産量	トン		a		3000.0			3000.0		
原油	k l	38.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
原油のうちコンデンセート(NGL)	k l	35.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
揮発油(ガソリン)	k l	34.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
ナフサ	k l	33.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
灯油	k l	36.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
軽油	k l	37.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
A重油	k l	39.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
B・C重油	k l	41.9	27830.0	0.0	1166077.0	24906.0	0.0	1043561.4		
石油アスファルト	t	40.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
石油コークス	t	29.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t	50.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	石油系炭化水素ガス	千m ³	44.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t	54.6	0.0	0.0	0.0	4729.0	0.0		
	その他可燃性天然ガス	千m ³	43.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
石炭	原料炭	t	29	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	一般炭	t	25.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	無煙炭	t	26.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
石炭コークス	t	29.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
コールタール	t	37.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
コークス炉ガス	千m ³	21.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
高炉ガス	千m ³	3.41	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
転炉ガス	千m ³	8.41	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
その他の燃料	都市ガス13A	千m ³			0.0	0.0	0.0	0.0		
					0.0	0.0	0.0	0.0		
産業用蒸気	GJ	1.02	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
産業用以外の蒸気	GJ	1.36	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
温水	GJ	1.36	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
冷水	GJ	1.36	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
電気	一般電気事業者	昼間買電	千kWh	9.97	240000.0	2000.0	237286.0	213750.0	2000.0	211147.5
		夜間買電	千kWh	9.28	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	上記以外の買電	千kWh	9.76	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		自家発電	千kWh	9.76	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	自家発電以外の計 h	千kWh	-	240000.0	2000.0	-	213750.0	2000.0	-	
熱量合計	GJ				3538937.0			3412912.3		
原油換算量(10GJ=0.258kl)	kl		b		91304.6	c		88053.1		
原油換算原単位	kl/トン				30.43			29.35		

- (注) ・導入後のエネルギー使用量は、補助事業に係わるエネルギー消費量の差異のみを織り込む。
 ・生産量は原則として事業前後で同一とする。
 ・事業場への入出のエネルギー全てに関して記述すること。
 ・蒸気、温水及び冷水の換算係数に相当する係数で当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを求めることができるときは、換算係数に代えて当該係数を用いることができる。

【省エネルギー効果】	f	3.6 %	(b - c) / b
	g	3251.5 kl	b - c
【電力削減効果】	i	26250.0 千kWh	(Aの計h - Bの計h) - (Cの計h - Dの計h)
	j	11.0 %	i / (Aの計h - Bの計h)

4.10 実施計画書一別紙5

発注区分表

実一別紙5

発注区分表

想定している発注名、発注単位を記述する。
(4～5区分以下が望ましい)

想定している発注区分ごとの各費目の概略の費用を記入する。

(単位 円)

発注名 発注先 項目	ボイラー更新工事	建築工事	排ガスダクト工事	費目合計
	未定	未定	未定	
I. 設計費	35,000,000	0	0	35,000,000
II. 設備費	220,000,000	0	20,000,000	240,000,000
III. 工事費	150,000,000	10,000,000	20,000,000	180,000,000
IV. 諸経費	0	0	0	0
合計	405,000,000	10,000,000	40,000,000	455,000,000
消費税	20,250,000	500,000	2,000,000	22,750,000
支払合計	425,250,000	10,500,000	42,000,000	477,750,000

(単位 年)

最長の法定耐用年数	8	15	10	---
-----------	---	----	----	-----

・発注が1件の予定であれば、工事内容別に分けずに、1列にまとめる。
・例の内容であれば、3回発注（3社見積りを3回実施）することになる。

費目合計の数値を各申請書と一致させること。
例) 実施計画書：別紙1・2・3
交付申請書：別紙1・2

5. 申請書類の様式・入力例

(該当する申請においてのみ必要な書類)

5.1 設備設置承諾書 (1)

設備設置承諾書記載例

設備設置承諾書

承諾した年月日を記入。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

一般社団法人環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

承諾書は代表者または賃貸契約の契約権限者のものとする。

住 所 東京都港区〇〇-丁目1番1号
名 称 □□産業株式会社
代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

承諾者にあわせて適宜
選択すること。

当社（私）は、エネルギー使用合理化事業者支援補助金交付規程第7条、第21条および第22条の規定により財産処分の制限を受け、一般社団法人環境共創イニシアチブの承認なしに財産処分できない設備が、下記のとおり設置されることを承諾します。

注意) ここで改ページする！

左側は必ず綴じ代を十分取ること。少なくとも20mmは必要

5.1 設備設置承諾書 (2)

記

1. 建物の所在地および名称

住所：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

名称：○○○○○○

2. 設備の設置者

住所：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

名称：○○工業株式会社

3. 補助事業の名称

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○省エネルギー事業

4. 設置される設備の概要

設備の仕様、台数等の概要を記入する。

5. 処分制限を受ける期間（設備の法定耐用年数を記載する）

○○年

6. 添付書類 建物の登記簿謄本

※ 一般社団法人環境共創イニシアチブのエネルギー使用合理化事業者支援補助金は、経済産業省が定めたエネルギー使用合理化事業者支援補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を省エネルギー効果が高いと見込まれ、費用対効果が優れていると認められる設備・技術を導入しようとする方に交付するものです。

6. その他

6.1 日本標準産業分類

大分類	中分類	分類項目名	大分類	中分類	分類項目名			
A	農業,林業	01 農業	卸売業・小売業 (続き)	53	建築材料、鉱物・金属材料等 卸売業			
		02 林業		54	機械器具卸売業			
B	漁業	03 漁業(水産養殖業を除く)		55	その他の卸売業			
		04 水産養殖業		56	各種商品小売業			
C	鉱業,採石業,砂利採取業	05 鉱業,採石業,砂利採取業		57	織物・衣服・身の回り品小売業			
D	建設業	06 総合工事業		58	飲食料品小売業			
		07 職別工事業(設備工事業を除く)		59	機械器具小売業			
		08 設備工事業		60	その他の小売業			
E	製造業	09 食料品製造業		61	無店舗小売業			
		10 飲料・たばこ・飼料製造業		J	金融業・保険業	62	銀行業	
		11 繊維工業				63	協同組織金融業	
		12 木材・木製品製造業(家具を除く)	64			貸金業、クレジットカード業等 非預金信用機関		
		13 家具・装備品製造業	65			金融商品取引業、商品先物取引業		
		14 パルプ・紙・紙加工品製造業	66			補助的金融業等		
		15 印刷・同関連業	67			保険業(保険媒介代理業、 保険サービス業を含む)		
		16 化学工業	K			不動産業、物品 賃貸業	68	不動産取引業
		17 石油製品・石炭製品製造業		69	不動産賃貸業・管理業			
		18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)		70	物品賃貸業			
		19 ゴム製品製造業	L	学術研究、専 門・技術サービ ス業	71	学術・開発研究機関		
		20 なめし革・同製品・毛皮製造業			72	専門サービス業(他に分類され ないもの)		
		21 窯業・土石製品製造業			73	広告業		
		22 鉄鋼業			74	技術サービス業(他に分類され ないもの)		
		23 非鉄金属製造業			M	宿泊業、飲食 サービス業	75	宿泊業
		24 金属製品製造業					76	飲食店
		25 はん用機械器具製造業	N	生活関連サービ ス業、娯楽業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業		
		26 生産用機械器具製造業			78	洗濯・理容・美容・浴場業		
		27 業務用機械器具製造業			79	その他の生活関連サービス業		
		28 電子部品・デバイス・電子回路 製造業			80	娯楽業		
		29 電気機械器具製造業	O	教育、学習支援 業	81	学校教育		
		30 情報通信機械器具製造業			82	その他の教育、学習支援業		
		31 輸送用機械器具製造業	P	医療、福祉	83	医療業		
		32 その他の製造業			84	保健衛生		
		F	電気・ガス・ 熱供給・水道業	33 電気業	85	社会保険・社会福祉・介護事業		
				34 ガス業	Q	複合サービス事 業	86	郵便局
				35 熱供給業			87	協同組合(他に分類されないもの)
				36 水道業			R	サービス業(他 に分類されな いもの)
		G	情報通信業	37 通信業				
				38 放送業	90	機械等修理業(別掲を除く)		
				39 情報サービス業	91	職業紹介・労働者派遣業		
				40 インターネット附随サービス業	92	その他の事業サービス業		
41 映像・音声・文字情報制作業	93	政治・経済・文化団体						
H	運輸業、郵 便業	42 鉄道業	94	宗教				
		43 道路旅客運送業	95	その他のサービス業				
		44 道路貨物運送業	96	外国公務				
		45 水運業	S	公務(他に分類 されるものを除 く)	97	国家公務		
		46 航空運輸業			98	地方公務		
		47 倉庫業	T	分類不能の産 業	99	分類不能の産業		
		48 運輸に附帯するサービス業						
		49 郵便業(信書便事業を含む)						
I	卸売業、小 売業	50 各種商品卸売業						
		51 繊維・衣服等卸売業						
		52 飲食料品卸売業						

7. エネルギー使用合理化事業者 支援補助金 交付規程(抜粋)

エネルギー使用合理化事業者支援補助金交付規程(抜粋)

平成23年4月1日
SII-23A-規程-001

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)が行う経済産業省からのエネルギー使用合理化事業者支援補助金交付要綱(平成23・03・24財資第6号。以下「要綱」という。)第3条に基づくエネルギー使用合理化事業者支援補助金(以下「補助金」という。)の交付手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 SIIが行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。)並びに要綱に定めるところによるほか、この規定に定めるところによる。

(交付の対象)

第3条 SIIは、エネルギー使用合理化事業者支援事業(以下「補助事業」という。)を行おうとする者(以下「補助事業者」という。)に対し、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象としてSIIが認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助対象経費の区分は、別表のとおりとする。

(補助率)

第4条 補助事業に係る補助率は、補助対象経費の合計額の3分1以内とする。ただし、SIIが認める複数事業者がエネルギー等の相互融通により省エネルギーを行う先端的設備・技術を導入する事業については、2分の1以内とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとするもの(以下「申請者」という。)は、様式第1による交付申請書にSIIが定める書類を添付して、SIIが別に定める時期までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 SIIは、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、SIIは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。

2 SIIは、前項の通知に際して必要な条件を付すことができるものとする。

3 SIIは、補助金の交付が適当でないとするときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 SIIは、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は、法令、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
- (2) 補助事業者は、第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、SIIに報告すべきこと。
- (3) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、第9条に従うべきこと。
- (4) 補助事業者は、第10条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめSIIの承認を受けるべきこと。

(5) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第12条の規定に基づき速やかにSIIに報告し、その指示を受けるべきこと。

(6) 補助事業者は、SIIが補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、SIIの指示に従うべきこと。

(7) 補助事業者は、SIIが第16条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、SIIが指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第16条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

(8) 補助事業者は、SIIが第18条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。

(9) 補助事業者は、SIIが第18条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、SIIが指定する期日までに返還するとともに、第18条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第18条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

(10) 補助事業者は、SIIが補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。

(11) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反して使用、売却、譲渡、交換、貸し付け、又は担保提供等に供することをいう。)しようとするときは、あらかじめSIIの承認を受けるべきこと。

(12) 補助事業者は、第21条第3項及び第22条第4項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、SIIの請求に応じ、その収入の全部又は一部(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を納付すべきこと。

(13) 補助事業者は、補助事業終了後、SIIの指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。

(申請の取下げ)

第8条 第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、様式第3による交付申請取り下げ届出書をSIIに提出しなければならない。

(契約等)

第9条 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上、競争入札によることが著しく困難又は不適当である場合を除き、競争入札によるべきこと。

(計画変更の承認等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による補助事業計画変更承認申請書をSIIに提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
(7) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より率率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。

(4) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。

(2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内の範囲内で変更する場合を除く。

(3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 SIIは、前項に基づく補助事業計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容及び適正であると認め、これを承認したときは、

その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

- 3 SIIは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(債権譲渡の禁止)

第11条 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をSIIの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 SIIが第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がSIIに対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、SIIは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がSIIに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1)SIIは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2)債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- (3)SIIは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことができ、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、SIIが行う弁済の効力は、SIIが支出の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合、速やかに様式第5による補助事業事故報告書をSIIに提出し、その指示を受けなければならない。

(状況の報告)

第13条 補助事業者は、SIIが特に必要と認めて要求したときは、様式第6による補助事業実施状況報告書をSIIが要求する期日までに提出しなければならない。

(実績の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(第10条第1項第4号の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)は、完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認の通知を受けた日)から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属するSIIの会計年度の3月10日のいずれか早い日までに、様式第7による補助事業実績報告書をSIIに提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業がSIIの会計年度内に終了しなかったときは、翌年度の4月10日までに、様式第8による補助事業年度末実績報告書をSIIに提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめSIIの承認を受けなければならない。

(補助事業の承継)

第15条 SIIは、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第9による補助事業承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第16条 SIIは、第14条第1項の補助事業実績報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容(第10条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに交付決定された補助金の額(変更された場合は、変更された額とする。)とのいずれか低い額の合計額とする。

3 SIIは、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、そのを超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

4 SIIは、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者に通知するものとする。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 延滞金に関する事項
- (3) 納期日

5 SIIは、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第10により報告させるものとする。

6 SIIは、補助事業者が、返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(補助金の支払)

第17条 SIIは、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11による補助金精算(概算)払請求書をSIIに提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第18条 SIIは、第10条第1項第4号の規定による申請があった場合又は次の各号の一に該当すると認められる場合には、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくSIIの処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 前項の規定は、第16条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 SIIは、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

4 SIIは、第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

5 SIIは、前項の返還を請求する場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、

当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。

- 6 第16条第4項から第6項までの規定は、第4項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付の場合について準用する。この場合において、第16条第5項中「様式第10」とあるのは、「様式第12」と読み替えるものとする。

(加算金の計算)

- 第19条 SIIは、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。
- 2 SIIは、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

- 第20条 SIIは、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(取得財産等の管理等)

- 第21条 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第13による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第14による取得財産等明細表を第12条第1項に定める補助事業実績報告書に添付して提出するものとする。
- 3 SIIは、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができるものとする。

(取得財産等の処分の制限)

- 第22条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第15による補助事業財産処分承認申請書をSIIに提出して承認を受けなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助事業の経理等)

- 第23条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常その収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後5年間SIIの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(その他必要な事項)

- 第24条 SIIは、補助事業の実施に当たって、補助事業者から提出され、または

知り得た営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密を管理する責務を負うことを定める。この場合、当該業務に従事する職員及びSIIが業務契約等を締結するすべての者(第三者委員会の委員等を含む)に対して守秘義務・情報漏洩に対する契約を締結することを定める。

- 2 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、SIIが別にこれを定める。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

